

# 高知くらしの護身術

36

## 中古車購入

### 販売ルールに3種類

(2006年12月6日掲載原稿)

中古車に関しての相談もよく受けます。

今回の事例は、現状渡し「保証なし・定期点検整備なし」で中古車を購入。購入時、大きな不具合があることは聞いていなかったし、価格表示に要整備箇所の表示も無かった。ところが納車後間もなく、ミッションに不具合が生じたため、販売店に無償修理を求めたところ、販売店では、販売時にわからなかった不具合であり、現状渡しでもあるので有償修理になると言われた。修理代を支払わねばならないか。というものです。

自動車業界の自主ルールでは、中古車の販売対応を「保証付き販売」と「保証なし・整備あり販売」及び「保証なし・整備なし販売」に分けています。

「保証付き販売」の場合は、保障期間中は対象となる不具合について無償で修理してもらえます。

一方事例のような現状渡しは、中古車を現状のまま渡しますが、販売店は、「保証なし・整備なし」であることと、要整備箇所があり、修理が必要な場合はそのことを「特定の車両状態を表示した書面」であるコンディションノート等に表示しなければならないこととされています。

これらが適切に行われており、その不具合が購入者の予想し得る範囲内のものであれば、有償修理でよいこととなります。

ところが、中古車として当然予想される通常自然損耗とは言い得ない「隠れた瑕疵」がある場合については、いくら「保証なし、整備なし」の販売といえども、その損害を購入者に負担させることは不公平とされますので販売店は「売主の瑕疵担保責任」（民法第570条）に基づいて無償補修に應じなければならないこととなります。